

長 介 第 8 3 4 号
平成 2 9 年 2 月 3 日

地域密着型通所介護事業所の管理者 様
(介護予防) 認知症対応型通所介護事業所の管理者 様

長岡市福祉保健部介護保険課長

地域密着型サービス等における生活相談員の資格要件について (通知)

地域密着型通所介護事業所、及び(介護予防)認知症対応型通所介護事業所(以下、「地域密着型サービス等」という。)における人員、設備及び運営等に関する基準については、「長岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」、「長岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例」で規定しているところです。

この度、新潟県から平成 29 年 1 月 31 日付け高齢第 1092 号により通所介護における生活相談員の資格要件について通知が発出されましたが、長岡市においても同様に、下記のとおり取り扱うこととします。

記

- 1 地域密着型サービス等における生活相談員の資格要件
 - (1) 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者
(従来の取り扱いからの変更はありません)
 - ア 社会福祉主事任用資格
 - イ 社会福祉士
 - ウ 精神保健福祉士
 - (2) その他(1)と同等以上の能力を有すると認められる者
(通知により、「同等以上の能力を有する」と認められる資格を示すもの)
 - ア 介護支援専門員
 - イ 一定の業務経験を有する介護福祉士
「一定の業務経験」とは、次のいずれかを満たすことを指します。
 - (ア) 生活相談員業務を行おうとする地域密着型サービス等で介護職員として常勤で3年以上の勤務実績がある者(通算可)。
 - (イ) 介護保険サービス事業所において、介護職員として常勤で5年以上の勤務実績がある者(合算、通算可)。

2 適用開始年月日
平成 29 年 4 月 1 日

3 対象の地域密着型サービス

- (1) 指定地域密着型通所介護
- (2) 指定（介護予防）認知症対応型通所介護
〔共用型指定認知症対応型通所介護は除く〕

担 当：長岡市福祉保健部介護保険課
介護事業推進係 魚野
電 話：39-2245
F A X：39-2278
E-mail：kaigo@city.nagaoka.lg.jp